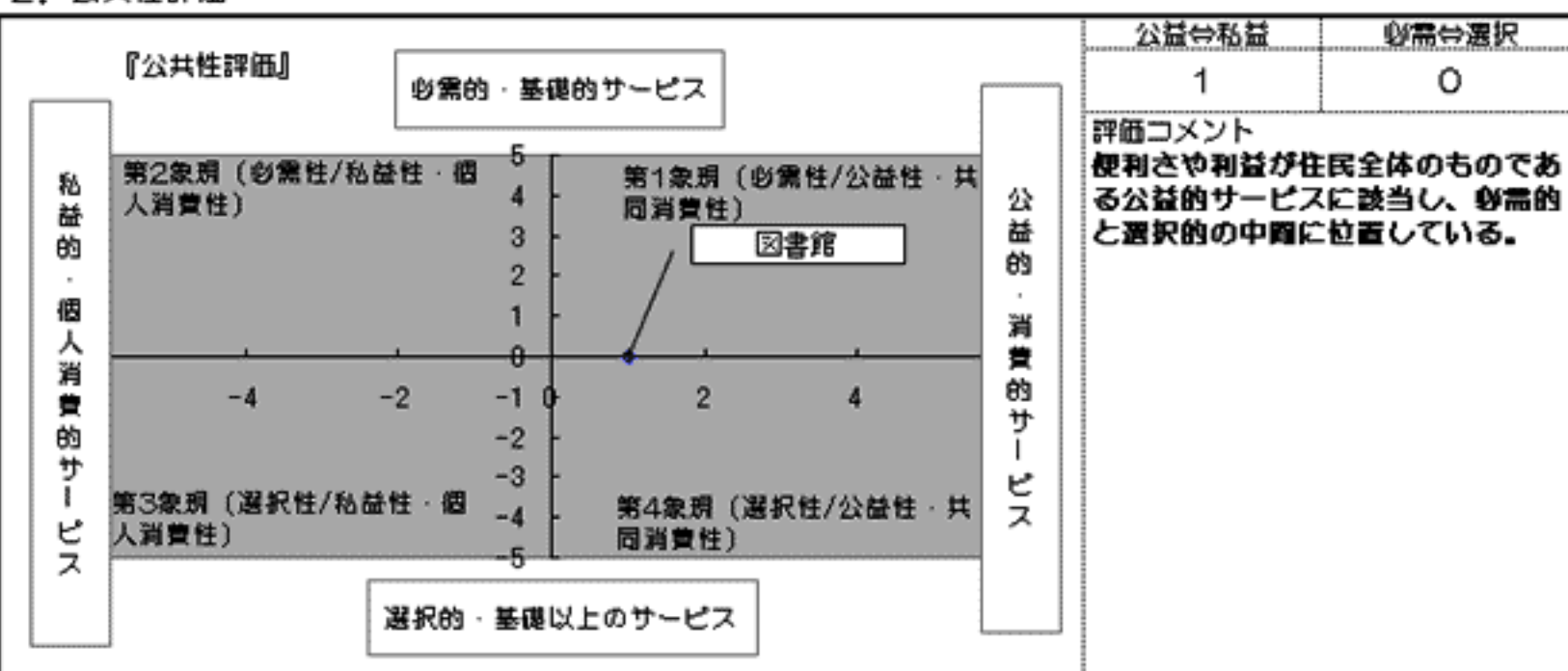


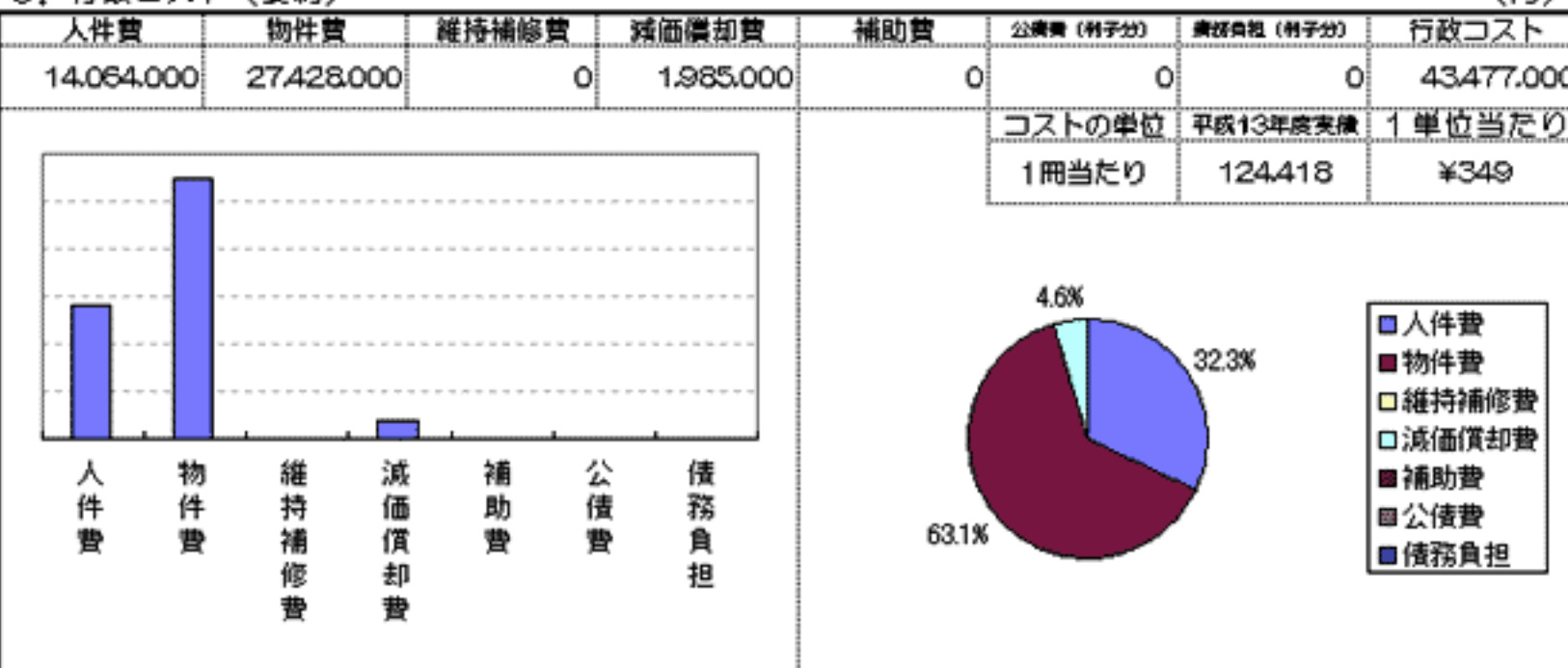
施設名称	多摩市立図書館	建設年	昭和 48 年	経過年数	30 年
施設設置目的等	多摩市図書館条例（平成8年12月26日） （設置等）第1条 多摩市は、市民の教育、学術、文化の向上のために、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書館を設置する。				
施設運営等	図書館は、多摩市教育委員会が管理する。図書館に館長、司書、その他の職員を置く。				

2. 公共性評価



3. 行政コスト (要約)

(円)



4. 使用料

無 料

5. 改革の方向性

視点	提案 [○]	備 考
1 民営化・民間委託を含めた運営方法の見直し		新耐震基準以前 (S56) の建物であり、施設の廃止・統合を含めた施設のあり方の見直しが必要。
2 利用者負担の見直し		
3 施設の廃止・統合を含めた施設のあり方の見直し	○	
4 維持管理レベルの見直し		